

ID: 104

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	助成金の交付		
例規名 根拠条項	村田町子ども医療費の助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成16年条例第9号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第9条の規定による。 (助成)</p> <p>第4条 町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び附加給付の額を控除するものとする。以下単に「一部負担金」という。)について、当該助成対象者の保護者又は国民健康保険法若しくは規則で定める社会保険各法に規定する被保険者(以下「保護者等」という。)に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費を除く。</p> <p>2 前項の規定は、保護者等が第8条第1項に規定する療養の給付に代えて一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、保護者等が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日以後受けた医療に係るものに限るものとする。ただし、やむを得ない理由により受給資格の登録の申請ができなかった場合において、当該理由が止んだ後30日以内にその申請をしたときは、その申請の日は、受給資格の登録の申請をした日とみなす。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、特に町長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。 (助成の決定・交付)</p> <p>第9条 町長は、前条第2項の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則に定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日